

介護予防・日常生活支援総合事業

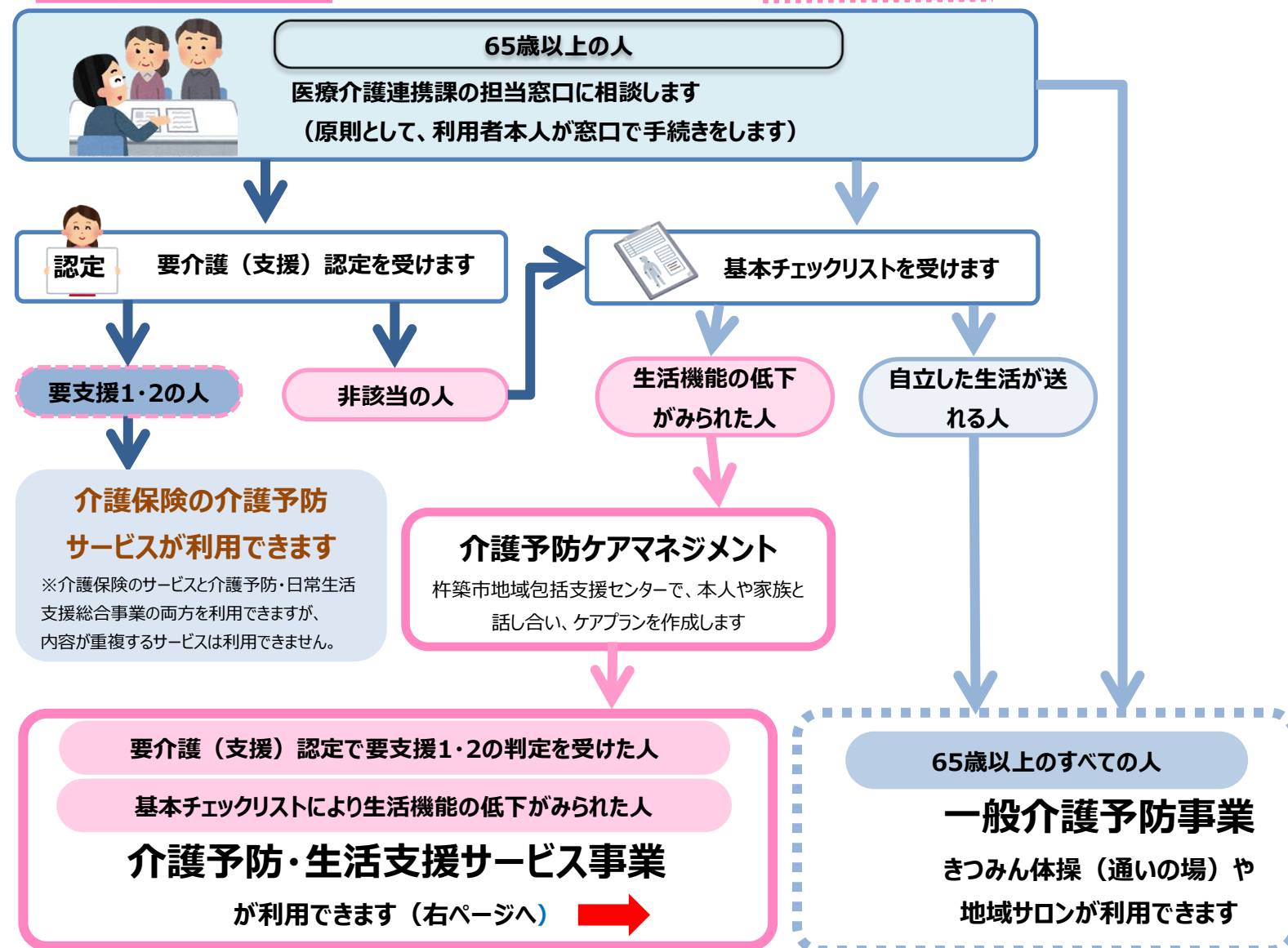
を利用して自立した生活を続けましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防事業です。要介護（支援）の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。なるべく介護を必要としない生活をおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

まずは医療介護連携課介護保険係または杵築市地域包括支援センターにご相談ください。

利用の流れ

「介護予防・日常生活支援総合事業」には、要介護（支援）認定を受けた人や、医療介護連携課または杵築市地域包括支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



※介護予防・生活支援サービス事業の利用を開始した後も、お体の状態に変化があった場合には、要介護（支援）認定を申請することができます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では
こんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理や掃除等の生活援助や、生活機能向上のための支援を行います。



自己負担のめやす ※一割負担の場合

訪問型生活機能アップ	週1回程度の利用	1,176円/月	利用期間のめやす 6～12カ月
	週2回程度の利用	2,349円/月	
	週3回程度の利用	3,727円/月	
訪問型生活支援サービス	週1～2回程度の利用	300円/回	利用期間のめやす 3～6カ月
短期集中予防サービス	月1～2回程度の利用	350～500円/回	

※加算分等は別途負担となります。

通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。



自己負担のめやす ※一割負担の場合

通所型元気アップ	週1回程度の利用	1,798円/月	利用期間のめやす 6～12カ月
	週2回程度の利用	3,621円/月	
生活機能向上型通所サービス	週1～2回程度の利用	436円/回	
通所型緩和サービス	週1～2回程度の利用	500円/回	利用期間のめやす 3～6カ月
短期集中予防サービス	週1～2回程度の利用	500円/回	

※加算分や食費・日常生活費は別途負担となります

生活支援サービス

- 栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを行います。

400円/食（月～土）

